

自治体業務の民間委託と画期的な労働協約の「地域的拡張適用」

伊籾久雄（NPO法人まちぼっと理事）

以下は毎日新聞の報道である。

福岡県は1月5日、福岡市の水道検針業務について、一部の会社と労働組合が労働協約に基づいて決めた賃金の下限額などを全ての水道検針員に適用することを決めた。一部で決めた労働協約を同じ地域の同じような働き手に広げる「地域的拡張適用」を県が認めた。自治体が民間に委託する公共サービスでの拡張適用は全国初。会社間の労働条件の切り下げ競争を防ぐ狙い。今年4月から適用される。

このような自治体が民間に委託する公共サービスでの拡張適用は「全国初」である。実は私は知らなかったが、この地域的拡張適用を申し立てたのは自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンであった。この申し立てを報じた昨年9月2日の朝日新聞デジタルによれば、福岡市から水道検針業務を委託された複数の企業の非正規労働者らでつくる労働組合（自治労福岡市水道サービス従業員ユニオン）が、そのうち2社と結んだ労働協約を市全域に地域的拡張適用するよう福岡県知事に申し立てた。その狙いは、公務の民間委託が進む中、労働条件の切り下げ競争を食い止めることにある。

本稿では、この画期的な労働協約の「地域的拡張適用」の意義と今後の課題等について考えるものである。

1. マスコミの報道から

画期的な労働協約の「地域的拡張適用」はマスコミ各社が報じたが、以下は朝日新聞デジタル（2024年1月6日）である。

▽ ▽ ▽

福岡市が民間委託する水道検針業務をめぐり、委託先企業すべてでパート検針員の最低時給を同じ水準にすることが決まった。労働協約の「地域的拡張適用」という制度で、福岡県が決定し、5日に公告した。この制度で非正規労働者が対象になる適用や公共サービスの民間委託先での適用は初めて。最低賃金に関する決定は約65年ぶりになる。

労働協約の地域的拡張適用は労働組合法に定められている。一定地域で労使が結んだ労働協約が、要件を満たすと同業他社を含む地域全体の労働者に適用され、労働条件の切り下げ競争を防ぐ効果がある。

今回の決定で拡張適用される労働協約は、最低時給1082円となるほか、実労働時間と検針件数月2千件以上～3500件以上などの4段階の条件を満たした場合の最低時給は1420～1605円になる。時給のほかにも、裁判員休暇の取得と賃金を保障、使用者は法の要件を満たす検針員を労働保険・社会保険に加入させる、といった内容もある。

2. 労働協約の拡張適用とは

厚生労働省のHPに労働協約の拡張適用についての解説がある。

▽ ▽ ▽

労働組合法第 18 条第 1 項において、「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、厚生労働大臣または都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者およびその使用者も当該労働協約（略）の適用を受けるべきことの決定をすることができる。」とされている。

この決議および決定については、労働組合法施行令第 15 条において、

- 申立てのあった一の地域が、一の都道府県内にあるときは、当該都道府県労働委員会および当該都道府県知事が行い、
- 申立てのあった一の地域が、二以上都道府県にわたるとき、または中央労働委員会において当該事案が全国的に重要な問題に係るものであると認めるときは、中央労働委員会及び厚生労働大臣が行う（注）。

ものとされている。

本条は、労働協約が一定の要件を満たし、拡張適用を申し立てた上で厚生労働大臣または都道府県知事が拡張適用の決定したときは、労働協約の適用範囲を一の地域内で従業する他の同種の労働者及び使用者にも拡張するというものである。

この制度は、所定の要件が満たされた場合に、申立てのあった労働協約に定める労働条件を地域における公正労働条件とみなして、協約当事者である労使以外の労使にも適用することで、労働条件の切下げ競争を防止し労働条件の維持改善を図るとともに、労働者間、使用者間の公正競争を確保しようとすることを目的としている。

（注）労働協約の地域的拡張適用について厚生労働大臣が決定した事案

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/roudoukumiai/index_00005.html

△ △ △

労働協約の地域的拡張適用について厚生労働大臣が決定した事案（令和 3 年 9 月 22 日の事案）に対する連合の談話は次のとおり。この談話によれば、「全国展開の企業に対して地域的拡張適用を行う初の決定であり、連合を結成して以来、初めてのケースである」とされる。

労働協約の地域的拡張適用に係る厚生労働大臣の決定・公告に対する談話を発表＜連合＞

連合は9月22日、労働協約の地域的拡張適用に係る厚生労働大臣の決定・公告を受けて事務局長談話を発表した。

事務局長談話によると、「今回の決定は全国展開の企業に対して地域的拡張適用を行う初の決定であり、連合を結成して以来、初めてのケースである」とし、「当該制度活用への道を拓き、より多くの働く者の労働条件向上につながるものとして、高く評価する」と述べた。

また、「公告」は、「協約」の内容を反映し、対象地域内の「大型家電量販店」に雇用される「無期雇用フルタイム労働者」の年間所定休日日数を111日以上とするよう定めた一方で、中央労働委員会の決議により「協約」に関与していない労使への説得性などの観点から、「協約」が定める地域（茨城県全域と隣接県の一部市町村）を修正し、対象地域を茨城県全域とされたことに対しては、「労働組合法第18条は、拡張適用の対象地域の選定を協約当事者の労使自治に委ねていることから、本来は労使の選択が尊重されるべきである」と述べた。さらに、「集団的労使関係の成果を、より多くの働く仲間に波及させる」と述べ、「今般の決定は、個別労使が締結した労働協約が、協約当事者のみならず、未組織労働者の労働条件の維持・向上にも影響を及ぼすことを示すものであり、労働者間、使用者間における公正な競争条件の整備にも資するものである。管轄の労働基準監督署においては、『協約』の遵守に向けて、本件にかかる相談対応および監督指導の徹底が求められる」と述べた。

連合は、「集団的労使関係の成果をより多くの働く仲間に波及させるべく、組織拡大に向けた不断の努力とともに、構成組織等と連携して労働協約の地域的拡張適用に全力で取り組む」としている。

なお、東京労働委員会および東京産業労働局のHPを検索した限りでは、東京都が決定した労働協約の地域的拡張適用はない。また情報労連のHP（参考資料参照）、「労働協約の地域的拡張適用の決定は日本では32年ぶり。労働協約の地域的拡張適用を求める申し立ては過去26件あり、そのうち拡張適用が認められたのは8件」ということである。

3. 今後の課題

連合談話や情報労連の記事をよめば、福岡県の決定がいかに画期的だったかが分かる。課題は、この決定を今後どう生かすか、である。

厚生労働大臣が決定した事案（令和3年9月22日）の際、制度の理論的な研究を行うとともに、運動をサポートしてきた古川景一弁護士は情報労連の取材において以下のように述べている（詳しくは参考資料参照）。

<今後の労働運動の鍵を握る>

地域的拡張適用の要件を満たす労働協約は、連合の構成組織にまで幅を広げれば、かなりあるのではないのでしょうか。「これなら拡張できるかもしれない」という地域や業種、職種を絞り込み、どこで取り組めば社会全体に高い波及効果を発揮できるか。それを見出すのが、産業別労働組合や連合の仕事です。

協約の内容も、年間休日だけではなく、勤務間インターバル制度や労働時間の上限規制のほか、最低賃金もあり得ます。1950年代に、職種別最低賃金を定めた地域的拡張適用が2件ありました。

この取り組みに労働組合役員がどれほどやりがいを感じられるか、そして、労働協約の「社会化」を進めていけるのか。今後の労働運動の鍵を握っているといても過言ではありません。

古川弁護士は公契約条例の運動にあたっても中心的な役割を果たされてきたが、今回の福岡市の水道検針業務の労働協約と地域的拡張適用でも自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンのサポートをされた。その古川弁護士の近著の発行にあたって次のように述べている。

◆「実践から理論への再々架橋」を行うべく、旧版を全面的に改訂◆

当該地域的拡張適用の実践を通じて析出された新たな課題を検討し、旧版の理論を修正・補充し、「実践から理論への再々架橋」を行うべく、旧版を全面的に改訂。本書が労使双方に活用され、企業横断的な集团的労使関係法に「もっと光を！」の実現と、社会全体における労働者の労働権保障の引き上げと安定化に寄与すべく企図。

新版
労働協約と地域的拡張適用

—理論と実践の架橋—

古川 景一
川口 美貴 著



信山社
5902



バブル崩壊以降の自治体は、業務の民間委託や指定管理制度の導入など外部化をすすめ、低賃金かつ不安定な労働者を大量に生み出してきた。自治体の現場こそ、まさに「労働者の労働権保障の引き上げと安定化」を図るべきところである。

自治労も、自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンの取組みを教訓に、自治労本部・都道府県本部・関係単組が一体となって、委託先労組と企業との労働協約締結とその地域的拡張適用の取組みをすすめる時である。公契約条例の拡大と労働協約の地域的拡張適用を自治体運動の柱に据えて取り組まれることを期待したい。

<関係資料>

- 非正規・民間委託の賃下げに歯止め 福岡市水道検針員に協約拡張適用
(朝日新聞デジタル)

<https://www.asahi.com/articles/ASS1563QWS13ULFA00T.html>

- 「最低時給、市全域に適用を」福岡の水道検針業務で労組が申請 (朝日新聞デジタル)

<https://www.asahi.com/articles/ASR295WOMR29ULZU003.html>

- 労働協約の拡張適用について (厚生労働省 HP)

[労働協約の拡張適用について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp)

- 労働協約の力を生かす地域的拡張適用の意義を知る (2021/12/15、情報労連)

<http://ictj-report.joho.or.jp/2112/sp07.html>

■新版 労働協約と地域的拡張適用 — 理論と実践の架橋 (古川景一)

[新版 労働協約と地域的拡張適用 — 理論と実践の架橋 | 古川 景一, 川口 美貴 | 本 | 通販 | Amazon](#)